

令和5年4月7日

旭川市長 今津寛介様

旭川市公立大学法人評価委員会
委員長 五十嵐敏文

公立大学法人旭川市立大学中期計画に対する意見について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づいて公立大学法人旭川市立大学が定める中期計画について法第78条第4項の規定により、旭川市公立大学法人評価委員会として令和5年4月7日に会議を開催し審議した結果、別紙の公立大学法人旭川市立大学中期計画が適当であると認めます。